

憲法に規定されている「表現の自由」に関して、①なぜ精神的自由の中でも特に優越的地位を占めているのか、②またそのため規制には厳格な基準が必要になるがその基準について例を用いての説明、この2点に着目しながら論じよ。

まず、精神的自由権は経済的自由権より優先的地位にあるとされ、制約については経済的自由権よりも厳格に判断されるべきだとされている。[二重の基準]その理由は、精神的自由権は民主政治を支える重要な権利であるため、一度侵害されると民主政治の過程で是正する(正しく直す)ことは困難であるし、精神的自由権は経済的自由権とは異なり、専門的知識は必要なく、裁判所の判断能力は十分であるからである。

そして、精神的自由権の中でも表現の自由については、特に優先的地位を占める(優先的地位にある)とされる。よって、表現の自由に対する制約については特に厳格な基準で判断すべきとされている。その理由は、表現の自由が政治参加においては重要であり、民主主義に基づく政治体制の維持と発展を促す社会的な価値[自己統治の価値]と、個人が自己の人格を形成・発展させ、人生を切り開くために必要な能力を養うという個人的な価値[自己実現の価値]を有するという重要な人権だからである。

これに加えて、表現は外部的行為として表れるという性質上、他の人権や社会的利益との調整が必要になるという側面がある。これらが相まって、表現の自由の制約については特に厳格な基準が必要になるのだが、規制の様態(内容)・目的に応じて基準を使い分けるべきである。表現行為に対する公権力による事前抑制は禁じられる必要があるという事前抑制の禁止の原則や、表現の自由を規制する立法の文言は漠然不明確もしくは過度に広汎であってはならず、明確でなければならないという明確性の原則が守られるべきである事は言うまでもない。基準については、具体的には、表現の内容に向けられた規制と表現内容中立規制がある。

表現の内容に向けられた規制は、表現そのものを規制することによって表現の自由の価値に大きな影響を与え、また特定の観点からする規制を許すことになるので、厳格な基準が適用されることになる。立法目的には、必要不可欠な公共的利益の存在を必要とし、その手段については必要最小限度の、厳密に考えられたものである事を証明することが必要になる。具体例としては、チャタレイ事件最高裁判決がある。判決は刑法 175 条のわいせつ物頒布罪に関して、「性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持する」という公共の福祉からする規制であり合憲であると判断した。規制手段については懲役3年以下、または250万円以下の罰金が必要最小限度とされた。

表現内容中立規制については、内容規制よりも緩やかな中間審査基準が適用される。それに関しては、表現の時・場所・方法の規制が挙げられ、規制としては、道路交通秩序の維持・都市や街の美観風致・環境上の静穏の保持などの観点からの規制がある。具体例としては街頭演説の警察署長の事前許可制やビラ張り規制、拡声器による騒音の規制が挙げられる。しかし、最高裁ではこれまで公共の福祉を理由として、緩やかに公権力による規制を是認してきた。結果として表

現の自由の行使を著しく狭める恐れがあり、したがってLRAの基準[①立法目的が正当であり、②規制の制度がより少ない他の手段がしない場合に合憲となる]によって、規制の合憲性(憲法に違反していないか)を判断するべきであると学説は主張している。例えば、街頭演説・デモ行進の警察署長の事前許可制を最高裁は典型的な公共の福祉論に立って合憲であると判断したが、届出制にした方が規制の程度も小さく、また政府の目的も達成できるのではないかと考えると、これは違憲という判断が出来るだろう。このように、表現の自由を豊かに守るためにも、LRAの基準は導入されるべきではないかと思われる。

憲法に規定されている「表現の自由」に関して、①なぜ精神的自由の中でも特に優越的地位を占めているのか、②またそのため規制には厳格な基準が必要になるがその基準について例を用いての説明、この2点に着目しながら論じよ。

まず、精神的自由権は経済的自由権より優先的地位にあるとされ、制約については経済的自由権よりも厳格に判断されるべきだとされている。[二重の基準]その理由は、精神的自由権は民主政治を支える重要な権利であるため、一度侵害されると民主政治の過程で是正する(正しく直す)ことは困難であるし、精神的自由権は経済的自由権とは異なり、専門的知識は必要なく、裁判所の判断能力は十分であるからである。

そして、精神的自由権の中でも表現の自由については、特に優先的地位を占める(優先的地位にある)とされる。よって、表現の自由に対する制約については特に厳格な基準で判断すべきとされている。その理由は、表現の自由が政治参加においては重要であり、民主主義に基づく政治体制の維持と発展を促す社会的な価値[自己統治の価値]と、個人が自己の人格を形成・発展させ、人生を切り開くために必要な能力を養うという個人的な価値[自己実現の価値]を有するという重要な人権だからである。

これに加えて、表現は外部的行為として表れるという性質上、他の人権や社会的利益との調整が必要になるという側面がある。これらが相まって、表現の自由の制約については特に厳格な基準が必要になるのだが、規制の様態(内容)・目的に応じて基準を使い分けるべきである。表現行為に対する公権力による事前抑制は禁じられる必要があるという事前抑制の禁止の原則や、表現の自由を規制する立法の文言は漠然不明確もしくは過度に広汎であってはならず、明確でなければならないという明確性の原則が守られるべきである事は言うまでもない。基準については、具体的には、表現の内容に向けられた規制と表現内容中立規制がある。

表現の内容に向けられた規制は、表現そのものを規制することによって表現の自由の価値に大きな影響を与え、また特定の観点からする規制を許すことになるので、厳格な基準が適用されることになる。立法目的には、必要不可欠な公共的利益の存在を必要とし、その手段については必要最小限度の、厳密に考えられたものである事を証明することが必要になる。具体例としては、チャタレイ事件最高裁判決がある。判決は刑法 175 条のわいせつ物頒布罪に関して、「性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持する」という公共の福祉からする規制であり合憲であると判断した。規制手段については懲役3年以下、または250万円以下の罰金が必要最小限度とされた。

表現内容中立規制については、内容規制よりも緩やかな中間審査基準が適用される。それに関しては、表現の時・場所・方法の規制が挙げられ、規制としては、道路交通秩序の維持・都市や街の美観風致・環境上の静穏の保持などの観点からの規制がある。具体例としては街頭演説の警察署長の事前許可制やビラ張り規制、拡声器による騒音の規制が挙げられる。しかし、最高裁ではこれまで公共の福祉を理由として、緩やかに公権力による規制を是認してきた。結果として表

現の自由の行使を著しく狭める恐れがあり、したがってLRAの基準[①立法目的が正当であり、②規制の制度がより少ない他の手段がしない場合に合憲となる]によって、規制の合憲性(憲法に違反していないか)を判断するべきであると学説は主張している。例えば、街頭演説・デモ行進の警察署長の事前許可制を最高裁は典型的な公共の福祉論に立って合憲であると判断したが、届出制にした方が規制の程度も小さく、また政府の目的も達成できるのではないかと考えると、これは違憲という判断が出来るだろう。このように、表現の自由を豊かに守るためにも、LRAの基準は導入されるべきではないかと思われる。

憲法第41条には「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」とあるがこの「国権の最高機関」とはどういう意味か。

国権とは国家の意志力を意味するのだが、この「最高機関」という文言の法的意味に関しては、統括機関説と政治的美称説に分かれる。

統括機関説とは、国家意思を決定するための期間が必要であるとする立場から、国会は単に立法機関にとどまらず、国家の活動を創設・保持し、また終局的に決定する機関としての最高機関であるという、つまり、「最高機関」という文言に法的な意味を認めるものである。その場合、他の二権（行政権・司法権）は国会の意思に従わなければならない（国会は他の二権に対して優越する）とする法的効果が導き出される。しかし、憲法では、81条で裁判所に違憲審査権を与え、また内閣には衆議院の解散権を認めている。このように権力分立制が成り立っているという観点から考えると、国会が他の二権に対して優越しているとは言えない。また、統括という文言が国政の最高決定権の所在を意味するならば、国民主権の原理と矛盾し適切ではない。これらの理由から、この説を採用することは難しいと思われる。

次に、政治的美称説であるが、最高機関とは、国会が主権者である国民によって直接選任される点で国民に結びついており、また、立法権や財政議決権などの重要な権能を憲法上付与されていることなどから、国政の上で中心的地位を占めている機関である事を明らかにするための政治的美称とみる、つまり「最高機関」という文言に何ら法的な意味を認めないとするものである。この場合、国会が国民によって直接選任される議員から構成されているという高い権威を有する機関であるということから、帰属の不明な権限は国会の権限に属するものという推定を受けることになる。ただし、この権限推定作用は、国会が最高機関であるから導き出される効果ではないとしている。現在においては、法的妥当性は後者のほうが有しており、通説とされている。